

するといった具合で、統制色の強い組合とする内容であった。第六号議案は、整備計画書提出についての承認の件である。委員会は生産部門にあつては、整備による新企業体数を一社とすることを全委員の一致で可決したのである。この決定については、のちにさまざまな経緯をたどることとなるのであるが、ともかく、従来からの審議経過からも知られるように各委員は新企業体の数を数社としていたにもかかわらず、本委員会で一社案を採択したのであった。

### 3 整備計画進展せず

計 画 の さきの七月五日に開催された整備委員会の決議である一県一社・一企業体とする決定も、現実として遅れ には遅々として進展していなかった。そのため、九月になると、奈良県警察部長名で売薬整備の進捗状況について県業務課宛回答するように通牒を發している。これに対し売薬整備委員会は会長岡村一雄の名まえで、つぎのような意見書を添えて答申した。

それには、「……既ニ過般整備計画書ヲ提出答申シ置候通、当該業者全面的ニ転廃業ヲ前提トスル一県一社・一企業体主義ヲ採ル事ニ一応ノ決定ヲ見爾來之ガ実施実行ニ対スル各般ノ準備研究ヲ進メツツアル次第ニ御座候、然シナガラ今般御指示ニ相成候如キ具体的ナル段階ニハ目下ノ処未ダシノ感ナキ能ハザル状況ニ有之候……」とのべているように事態は進展していないことを示していた。さらには一〇月一五日に開催された第二分科委員会では、県当局から係官が出席していなかったこともあつて、各委員からは本音ともとれる発言が続いたようすである。なかでも北山委員の発言は「七月五日の會議に於て一県一社・一企業体に決したるも當時の状況と現在とでは大なる相違あり、依

りて十数個の企業体を希望する」との内容であり、当時の委員会の複雑さを知ることができる。

こうした委員会の空気に対し、「衛第一七二六七号」昭和一七年一〇月一二日付けで売薬整備委員長岡村一雄に宛てて、売薬整備促進方についての通達が出された。それによれば、

「……巷間伝フル所ニ依レバ茫漠タル一部論者ノ為メ委員会ノ權威ト全国業界ノ趨勢トヲ省ミズ過激ノ決議ヲ誹謗セントシ為ニ生産部門ニ関シ具体的実施ノ一步前ニ於テ之ガ進捗ヲ阻害セントシツアルノ現況ニアルハ……」  
と委員会に遺憾の意を表した。

商業組合 第六回委員会（七月五日開催）で設置された売薬企業整備委員第二分科委員会の藤原駒治郎委員長を  
の 設 立 中心に審議されてきた奈良県配置売薬商業組合の設立については、一七年一月二五日、橿原市に

ある建国会館で午前一〇時から一一四七人の出席者が集まり創立総会が開催された。設立同意者数五二三八人、出資口数一万六五八〇口、出資総額八二万九〇〇〇円の規模をもつ組合であった。発起人総代岡村一雄の挨拶のあと、増田謙次・南才次郎両人の経過報告を経て、議長に岡村総代を選出し議案の審議に入った。理事には、吉川菊・植田章・岡田庄太郎・辻利吉・米田長七・藤本作次郎・山田嘉久三・安本昌作・田中幸次郎・仲嶋弥七郎・前川義雄・藤原駒治郎・平山太次郎・出口藤太郎・川西勝美・仲川房次郎の一人を、監事には、松井清次郎・辻本嘉七・高松市藏・森田作次郎・岡田末次郎の五人を選任した。そのうえで、主な事業計画として、売薬・付属品・行商用具などの共同仕入れ、営業の統制、営業についての指導・研究それに調査であるが、主目的は配置地域を協定して重畳・重複を避けて人と物との節約を図るため組合員の営業についての統制をおこなうことにあった。そのために組合員と組合員の学識経験ある者から営業統制委員を選任し、随時に統制事項を審議できるようにすること、これまで配置先の各

府県ごとに行商最寄会を設置していたのを発展的に解消し、各府県ごとに部会を設置すること、所有権の保存や新設譲渡あるいは相続による移転などのため懸場帳簿を登録すること、営業上生じる紛議を調停するための仲裁機関を設置すること、統制違反者の発見など、統制を強化するための取締員を設置すること、協定価格の設定や取り扱い商品と営業用品の規格を統一するなどなどが定められたのである。

**第一分科委** 売薬整備のうち配給部門については商業組合が設立されたことを受けて、いよいよ生産部門の新企業会の設置

業体設立に取り組むことが至上命令となってきた一九四二年（昭和一七）二月五日、大和売薬営業整備委員会のもとに第一分科委員会が設置された。委員長には磯城郡平野村（現田原本町）の松原利左衛門が選任され、副委員長には高取町の川田滋美、南葛城郡吐田郷村（現御所市）の中村駒治郎の二人が就任した。

この第一分科委員会は生産部門の整備について審議する機関であって、去る七月五日の決定を基本にしつつ「一県一社ハ理想ナルモ県下ノ状況ニ鑑ミ十社ニ拠テ整備スルコトガ妥当トス」との決議を為し、二月一八日に開催された第一分科委員会で本舗一社、輪移出一社、配置八社、合計一〇社という案が審議されたのであった。当然のことながらこの案が委員会の最終意見として決定した。これを受けて、二月二日には第一二回売薬営業整備委員会が開催され「九月三〇日付提出シタル奈良県売薬整備計画書ハ配置、本舗、輪移出ノ生産者全部ヲ以テ専企業ヲ設立スル決定シタルモ……実現至難ナルヲ以テ一県一社的構想ノ下ニ左記ノ通り拾企業ニ分割設立シ、整備ノ進捗ヲ期シ、……専企業体ノ目標ニ邁進セントスルモノナリ」との決議で新企業体は県内売薬営業者（法人一五社・個人営業八三社）八五三社により配置売薬八社、本舗売薬一社、輪移出一社を新企業体のもとに統合することとなった。この一〇社を統轄管理する機関として大和売薬工業組合内に統制機関を設置するということも合せて決定されたのであった。

この最終案は、一月二八日開催の第一三回売薬営業整備委員会で審議され可決決定をみ、ここに正式にスタートを切る事となった。

#### 4 新会社設立準備

新会社の明けて一九四三年（昭和一八）一月、新年早々から新会社設立に向けての動きが活発化した。整備委員会の設立決定は、一月二八日の委員会の決定を受けて、県内各地区の業者に対して新生産企業体設立についての業者総会を一〇単位に分けて開催した。一月六日には高市郡西部地区、一月一〇日には南葛城郡西部、一月一日には磯城郡北部、一月二日には高市郡北部、一月五日には高市郡東部、一月六日には北葛城郡、一月八日には吉野宇智郡、一月九日には南葛城郡東部と全部で八か所を対象に配置売薬について開催し、ほかに一月八日には輸移出売薬、一月二〇日には本舗売薬を対象に業者総会を開催し、整備計画の徹底につとめた。そのうち、二月一四日午後一時から大和売薬工業組合事務所、新会社設立発起人代表者会議が開催され会社設立について、南方進出計画が審議された。

この会議で審議された南方進出計画は、売薬営業整備によって発生する遊休施設を移駐し現地の原料や資材で売薬を調整し、共栄圏内の民需に応えようというものであった。具体的にはフィリピンのマニラ市、昭南島（現シンガポール）、ジャワ島（現インドネシア）のバタビヤ市（現ルタタ市）に一社ずつ資本金一〇〇万円の会社を設立しようというものであった。しかし、実現することはないままに終わったのである。